

「地中海的家族」への疑義と模索

—マジョルカ国際会議とスペインの事例から—

芝 紘 子

キーワード：地中海地域 スペイン 新処居住 家族と家屋の変異性
親族ネットワーク

1 はじめに

1999年、ピーター・ラズレット率いる歴史人口学研究者グループ（「人口史・社会構造史にかんするケンブリッジ・グループ」）が主催した「世帯と家族」にかんするケンブリッジ会議（1969年）の30周年を記念して、その会議から生まれた *Household and Family in Past Time* ⁽¹⁾（1972年。以下 *HFPT*）の影響をテーマに、マジョルカで歴史人口学・家族史の国際会議が開かれた。ケンブリッジ会議以降のこの30年はまさに歴史人口学・家族史の発展史そのものである。それ以前の1950年代半ば、まずフランスにおいて人口学者ルイ・アンの提唱する教区簿冊を用いた画期的な「家族復元法」によって歴史人口学が成立し、62年には「歴史人口学会」が設立された。この新しい手法は、19世紀末に誕生した家族史研究にも新しい地平を開かせるものであった。フランスでのこうした先駆的な研究動向はイギリスにインパクトを与え、64年P・ラズレットによってケンブリッジ・グループが結成されることになる。グループ当初の研究成果の一端は、ラズレット ⁽¹⁾ の『われら失いし世界』をとおして広く世に問われた。家族により重点を置く同グループの活発な研究活動が、今日あるような家族史研究を実質的に開始させたといわれる。以降、歴史人口学および家族史研究は躍動期を迎えるが、そこにおいて、『アナル』を囲むフランスの歴史人口学・人類学の学徒たちとたがいに影響し合いながら、同グループが果たしたリーダー的役割と功績、影響力は計り知れない。

しかし、そのマジョルカ会議において地中海地域の家族史研究者から、ケンブリッジ・グループが提唱した類型に異議の声があげられた。「*HFPT* の

影響を問う」が会議のテーマであったとはいえ、この時点であらためて申し立てをしなればならなかったことは、それまで地中海地域、とりわけイベリア半島の声が北西ヨーロッパに十分届いていなかったことが半島の研究者のあいだで痛感され、ヨーロッパ家族史研究という同じテーブルにつこうとする積極的姿勢に変わったことを物語っているように思われる。⁽³⁾

ここで、なぜ「地中海」という単位を問題とするのかについて説明が必要であろう。「地中海」という概念はそれ自体、さほど古いものではない。20世紀後半に入り、社会学・人類学・経済学の諸分野において中心・周縁、先進・後進といった2項対置思考からの脱却が図られ、それまで後進地域とみなされていた「地中海」が視野に入れられるようになった。まず人類学の分野で「地中海文化地域」概念が50年代にエヴァンス=プリチャードによって論議されはじめる。歴史学においては、60、70年代に政治史から社会史への関心の移動があり、その後あらたに生まれた地方史・農村史・家族史・歴史人類学が「地中海」ヨーロッパをその研究対象に取り込んでいった。つまり、「地中海」概念が歴史分野に導入されたのはここ20年ほどのことなのである。⁽⁵⁾

しかしながら、ヨーロッパ家族史研究に携わる者たちのあいだで、地中海諸地域を「地中海的」地域として一括するか否か、その扱いをめぐる見解が分かれている。北西ヨーロッパの研究者たちが「地域モデル」・「文化地域」概念に立脚して地中海地域をひとつのまとまった地域として捉えようとするのにたいし、南ヨーロッパの研究者たちは地域内部の多様性の方を強調する傾向にある。⁽⁶⁾ 後者においては地中海地域を「ひとつの地域」と捉えること自体を疑問視する見解にくわえ、「地中海」という概念自体、方法論的に結論の出ない袋小路ではないかとする見解すら提示されている。⁽⁸⁾

ただし近年、地元研究者のなかから、まず大局的に北西ヨーロッパと地中海ヨーロッパを対置して捉えようとする動きが出てきた。⁽⁹⁾ なるほど、生活様式・心性・食文化など、他分野の情報がもたらす印象は両地域の同質性よりむしろ対照性の方が強い。そうであるならば、家族のあり方についてもそれぞれの地域内部の多様性・対照性を超えて、なおかつ北西ヨーロッパと地中海地域とを隔ててきた特質があるのではないかと考える余地は十分残されているように思われる。

実りある比較研究に発展していくためにはまず、各地域でイーミックな研

究をおこなうことが必要であろう。それによって、「地中海的家族」といえるものが存在するかどうか、あるいは、すくなくとも地中海地域に共通する家族の特色というものを挙げることができるのかどうかを判明することになる。⁽¹⁰⁾ 本稿はその第一歩として、マジョルカ会議にその一端が現われた、地中海地域の研究者によるケンブリッジ・グループの類型への疑義を明らかにするとともに、それに呼応するものとして、スペインの家族がなぜ北西ヨーロッパ基準では捉えられにくいのかについて、主な事象を具体的に提示したい。それらのなかには、地中海地域における家族の共通項となりうる特質が秘められているかもしれない。

2 ケンブリッジからマジョルカへ

まず本節で、北西ヨーロッパ研究者による世帯類型と地域区分仮説とそれにたいするスペイン研究者の反応を述べ、ついでマジョルカ会議やその他で表明された疑義を示し、次節でスペイン家族のさまざまな事象を拾ってみる。

(1) イギリス・モデルの提示とそれへの反応

当初、北西ヨーロッパの家族史研究において地中海地域への関心はほとんど存在しなかった。ケンブリッジ会議自体も、論文集 *HFPT* も、スペイン・ポルトガルへの言及は皆無であった。ラスレットの発見（前工業化時代の世帯は比較的小さく、構造も単純であった）は社会制度の比較分析というより近代化理論にかかわるもの（工業化・都市化の家族関係への影響）であり、地理的というより時代的枠組みが強調されていたため、同会議および *HFPT* で地中海地域が考察の対象から脱落していることに違和感をもたれなかった。地中海地域は経済史でも政治史でも北西ヨーロッパにたいして「周縁」・「後進」とされてきたからである。その11年後に出版された姉妹編 *Family Forms in Historic Europe*⁽¹¹⁾ (1983年、以下 *FFHE*) においても依然として、イベリア半島は通り一遍の、しかも正確さを欠く言及を施されたにすぎない。⁽¹²⁾

その一方、65年のハイナル仮説（レニングラード/サンクト・ペテルブルグとトリエステを結ぶ線の東と西で明確に結婚行動が異なる⁽¹³⁾）に大きな影響を受けたケンブリッジ・グループは、結婚行動と世帯形成・世帯構造との関連性に

関心を向け、「西洋」と「非西洋」を対比させていた。そうしたなか、78年にハリヒとクラピッシュによってトスカーナのカタスト（1427年）研究が発表された。同グループに属するR・スミスはこのカタストの研究成果を取り入れ、トスカーナ地方の複合世帯と女性の早婚・男性の晩婚を特徴とした「地中海」モデルが存在するという問題提起を1981年におこなった。この特徴によって地中海ヨーロッパはひとつの文化的地域を成しているという。⁽¹⁴⁾

さらに83年、ハイナルは*FFHE*において、南フランスとイタリアでは女性初婚年齢は若く、あらゆる点で結合世帯^{ジョイント}であるのにたいし、北西ヨーロッパ {スカンジナビア諸国（アイスランドは含むがフィンランドは入らない）・英国諸島・低地地方・ドイツ語圏・北フランス} では世帯形成システムの実質的要素はライフサイクル・サーヴァントであったとして、両地域を区分する。⁽¹⁵⁾ ラズレットはその同じ*FFHE*において、「地中海家族」をそのひとつとする、ヨーロッパ4地域仮説を発表した。ハイナルの第1仮説（1965年）と第2仮説（西欧内の南北区分）、A・マクファーレンによるフランスの南北区分、⁽¹⁶⁾ トスカーナの研究結果、それにスミスの「地中海」説などが考慮に入れられたとされる。⁽¹⁷⁾ 分類基準を世帯形成と構造、結婚パターン（初婚年齢・夫婦の年齢差・結婚率・再婚率）、家内集団の経済的組織（付加世帯員のあり方）に求める。「西部および北西家族」が男女の晩婚・新処居住・核家族世帯、「中部家族」が晩婚・夫方居住・直系家族世帯、「東部家族」が男女の早婚・付加世帯員を擁する複合家族世帯を特徴とするのにたいし、「地中海家族」は15世紀のトスカーナ家族の特徴そのままに、女性の早婚と男性の晩婚、夫方居住の複合家族世帯の多さ、皆婚と低独身率、少ない寡婦の再婚、新処居住の欠如、ライフサイクル・サーヴァントの家内集団への編入などを特徴とした。ただし、この地中海地域型の論拠もスミス説同様、磐石ではなかった。複合家族世帯についてはフランス南部・コルシカ島・イタリア中央部と北部からの情報、早婚についてはイベリア半島・イタリア半島の数か所から得た情報に依拠するにとどまる。また、こうした不十分な論拠のうえに、世帯構造と初婚年齢はそのように関連しているものという予断にもとづいていたとされる。⁽¹⁸⁾

この4地域仮説で用いられた世帯類型は、ケンブリッジ・グループが北西ヨーロッパの伝統を基準にして設定した5型（一人住まい・非家族世帯・単純家族世帯・拡大家族世帯・多核家族世帯）⁽¹⁹⁾である。72年に提唱したこの世帯類

型を旧体制下のイギリス、ドイツ、ロシアなどの村落などに適用し、同グループのメンバーはつぎつぎに研究成果を発表していった。その類型はすぐに各国の家族史研究者にも取り入れられた。家族史研究の開始に遅れをとっていたスペインにおいても、70、80年の交にチャコン=ヒメネスとその研究者グループによって導入された。しかしながら、まもなくその類型の限界に気づき、スペイン家族に適用することをやめた。⁽²⁰⁾

ついで半島の多くの研究者も、主要5世帯類型と4地域モデルの適合性に疑問を投げかけた。ことにケンブリッジ・グループによって提示された「地中海」家族モデルとスペイン家族のズレに関心が集まり、住民台帳やその他の史料にもとづいて半島の家族の特性を探る研究が相次いだ。その結果、スペインの独自性や国内の多様性が確認され、北西ヨーロッパを基準とする世帯類型ではスペインや地中海地域の家族を捉えきることはできず、その特質も見えてこないのではないかとする疑問の声が強くなった。こうした湧き上がる気運のなかから、87年には『地中海スペインにおける家族（15～19世紀）』、⁽²¹⁾『西地中海における家族と社会 15～19世紀』という論文集が立てつけに出版された。また、同年はじめて開催された地中海3国（後述）による研究大会（バルセローナ）の結婚・家族部会においても、イベリア半島は「地中海」家族モデルと異なり、その大部分（中央・南部）は核家族地域であるにもかかわらず相対的に早婚であるうえ、半島北西部の直系家族地域では晩婚であること、そのうえ多様性に富み地域格差が大きいと、ひと括りにするのは無理であることが確認され、*FFHE* で示された「地中海」モデルはスペインとポルトガルには適用できないことが周知された。

しかし、その実り多き87年以降、「地中海」モデルに代わるべきものが何かという、その先の議論がおこなわれることなく未解決のまま据え置かれた。⁽²³⁾ その一方、スペインはポルトガル、イタリアと80年代半ばには積極的な研究交流を開始した。ことに、83年に設立された歴史人口学会は当初からポルトガルとの共同研究をめざしていた。また、上述のように、イタリア（77年に歴史人口学会を設立）を加えた研究大会も開催されるようになり、以来、⁽²⁴⁾2国間・3国間で学会誌・論文集が発刊されて現在にいたっている。こうした地中海地域内における、とりわけ80年代後半以降の新たな研究交流は、ケンブリッジ・グループによる類型に反応するうち、「地中海」という共通地域に属するという自覚が触発されたことが契機となったのであろう。87

年の2論文集の題名がいみじくも「地中海」と自己規定していることにそれが表象されている。そうであるならば、ケンブリッジ・モデルは、当初「地中海」⁽²⁵⁾概念をもっていなかった地中海地域の研究者にたいし、「地中海」への帰属意識を促したことになる。「地中海」モデルを否定する過程で、皮肉にも「地中海」意識を喚起する逆説的效果を及ぼしたという意味においても、ケンブリッジ・モデルはきわめて影響が大きかったといえることができる。

ただし、こうした地中海地域内の密な研究交流とはうらはらに、80年代半ば以降半島内部でつぎつぎに挙げられてきた北西ヨーロッパ基準への疑問の声は域外にほとんど伝えられることなく、10年余が過ぎていった。一方、北西ヨーロッパにおいては結婚行動と世帯形成・世帯構造との関連性に関心が向けられ、晩婚・単婚世帯と密接に関連するライフサイクル・サーヴァント（ラズレットが命名）がひとつの大きなテーマとなっていた。その根源を中世の領主制（ヴィリカチオン制度）にもとめるミッテラウアーの歴史人類学研究などにより、おおいに研究成果をあげた。しかしながら、地中海ヨーロッパではライフサイクル・サーヴァント自体が制度としてなく、その存在も希薄であったため、これを主テーマとするモノグラフ自体、管見によれば、スペインでは今日まで皆無である。このように、すくなくともスペインの家族史研究は80年代と90年代前半までは、いわば北西ヨーロッパとほとんど視線を交わすことなく、地中海の他地域とは連携を深めながらも、あくまでも内側に視線を向けていたといえる。

（2）北西ヨーロッパ基準への疑義

80年代以降、スペイン国内で挙げられていたケンブリッジ・モデル批判の例を2、3みてみよう。ベスタルド＝イ＝カンブスは早くも80年に、ケンブリッジ・グループの世帯類型のみでは家内集団の内実は読み取ることはできないと指摘した。一定年齢（18～27歳）層のなかで世帯主が占める割合を継続的に調査しなければ複合家族の存在は証明できないことや、同じ類型でも階級・社会により動因が異なることを指摘した。⁽²⁶⁾また、トーレス＝サンチェスは、ラズレットは家父長制家族の神話を崩すことには成功したとしながらも、その方法論の全体的な有効性には疑問を付す。いわく、旧体制下のセンサス・住民台帳における財政上の単位だった「世帯」を基準とすることによって、家内集団の誕生時のあり方を分析することを困難とし、家内集団を

越えた経済的絆や親族の結びつきを見えなくした。その分析は家内集団のある一時期を切り取った静態であり、その展開・動態を捉えるには融通性⁽²⁷⁾に欠ける。また、社会階層・職業などによる展開の違いも見えない、と。また、スペインを研究対象とするイギリス人J・ケイシーやフランス人B・ヴァンサン、自国イタリアを研究するG・デリッレなども、ことにスペインとイタリアの親族ネットワークにはめこまれた核家族の実態はラズレットの世帯類型⁽²⁸⁾では把握できないとする研究を発表した。

マジョルカ会議においては、ケンブリッジ・グループの世帯類型にたいする批判の急先鋒をR・ロウランド⁽²⁹⁾（在ポルトガル）が務めたので、その疑義を少々長くなるが、以下に引用しよう。

第1に、イギリス・モデルでは結婚と財産分与との必然的関連性が欠如するため、結婚と世帯形成との関連がなにより緊密になる。たいして、直系家族における結婚は通常、家長権の後継ぎの選択を意味するが、新しい世帯形成にはならない。複合家族ではその関連性はいっそう弱い。また、ラテン地域の新処居住制は一見イギリス・モデルにきわめて類似するが、結婚の可能性や世帯形成は、財産の移転（ことに嫁資・家産）とのかかわりによってしばしば変更されたり制約をうけたりする。同モデルの適用によって世帯の動態や家内集団の発展サイクルが覆い隠されるため、ことに世帯形成時期を特定できないばあい（たとえば非嫡出率が高い地域）、不都合が大きい。

第2に、結婚と世帯形成を直結させることによって、「標準」世帯は単核/単純世帯であると暗黙裡にみなすことになる。5つのケンブリッジ類型は基本的には、単核/単純世帯を基準とする3つのカテゴリーに大別できる（単核/単純世帯・単核に満たない世帯・単核以上を含む世帯）。このように単純家族を分類基準とし、そのほかは基準からの逸脱と暗黙裡に定義することによって、親族構成から単純家族世帯とされるものと夫婦・核家族とを同一視しがちになる。その結果、ことに核家族でないばあいには、親族・家族・世帯の概念区分がぼやけてしまう。

第3に、1と2から（結婚と世帯形成の強調、夫婦世帯と「標準」家族世帯の同一視傾向）、家内集団の発展サイクル（非・核家族世帯ではきわめて重要）の含意を看過する傾向を生む。そこにおいて、世帯構造はもともと統計上の概念にすぎず、価値観・規範・希望・戦略をもつ雑多な集団である「生きた」世帯をあらわすものではないことが忘れられがちになる。

さらに、イギリス・モデルそのものが西欧のなかでさえ特異である。イギリス型家族において結婚や独立世帯を個人に決定させるのは、すぐれて市場であるが、西欧・中欧のほとんどは、次のいずれかである。1)結婚は親世帯から家長権を継承する条件である、2)余剰相続人は強制的独身や移出などによって相続から排除される、3)ローマ法の影響を受けた地域での分割相続は⁽³⁰⁾新処居住および、土地市場を介した資源の再分配と結びついている、と。

また、世帯構造と初婚年齢とに必然的な関連があるとする、イギリス・モデルにおける暗黙の前提自体も問題である、とも指摘する。初婚年齢の変動にもかかわらず、世帯構成に何ら変化がおこらないケースが判明している。トスカーナでは女性の結婚年齢が16世紀から上昇しはじめ、18世紀には北西ヨーロッパのレベルに追いつくまでになったが、世帯構造自体になんら変化は⁽³¹⁾おこらなかったのである。

以上のようなイギリス・モデルへの諸批判は、イベリア半島における家族のさまざまな事象に裏打ちされている。それらの事象とはどのようなものなのか。以下に伝統スペイン社会における家族のあり方を具体的にみることにしよう。

3 「地中海的家族」への模索——分割相続がもたらす多様性

ロウランドの最後の批判点からも判明するように、イギリスの歴史家たちは、相続慣行の歴史と家族構造の歴史との間にはいかなる関係も存在しなかったと⁽³²⁾みる。しかし、大陸ヨーロッパにおいてはル=プレを嚆矢として、相続法・慣行は特定の家族形態に結びついているとみなされてきた。むしろ、相続財産が分割か不分割かという問題にスポット・ライトが当てられ、分割相続は核家族に、不分割相続は直系家族に結びついているとされてきた。不分割相続のばあい、家長の役割や継承の時期は通常明瞭であるため、それによって生まれる直系家族のあり方自体に著しい差異はない。多様性があるとなれば、隠居の時期・相続人の指名方法・非相続人の扱いなどにおいてである。その直系世帯においては、経営・家族・同居人・世帯が密接に重なり合っている。スペインにおいては、北部大西洋沿岸地方から東へピレネー山脈の南麓を通して地中海に延びる带状地帯が南フランスへと通じる直系世帯の地域に当たる。

他方、地中海地域における均分相続のばあい、事はそう簡単ではない。土地の流動は激しく、それゆえ血と地が固く結びついた上に家族が立っているわけではない⁽³³⁾。にもかかわらず、分割・均分相続があたかも自動的に核家族と結びついているかのよう⁽³⁴⁾に受け取られており、かならずしもそうでない実態が見えにくくなっている。現実には、相続の時期・形態は多種多様であり、かつ、相続の時期が人生の節目と合わないことも多く、世帯の形態は流動的かつ多様とならざるをえない。さらには、経済的状況や文化的要因、あるいは宗教的・政治的・環境的要因が加わり、家族のあり方はいっそう多様化する。くわえて、無産階級の多さ(表1参照)は、家族のあり方を相続の面のみから問うことを不可能にしている。

均分相続におけるこの多様性こそ、つまり、自動的に核世帯と結びつかないことこそ、地中海地域を北西ヨーロッパ、ことにイギリスの世帯類型を単純にあてはめることを困難にしている根源的原因なのではないかと考える。(ただし、イギリスの研究者のように、相続と家族形態の結びつきを全面的に否定するものではない。)以下にこの均分相続をめぐるさまざまな局面からスペインの家族のあり方をみてみたい。それによって、なぜイギリス基準で捉えられないのか、いかにその基準から「逸脱」しているか、なにが根本的差異であるのかなど、ケンブリッジ・グループによる世帯類型や「地中海型」家族像にたいして主に地中海地域の研究者たちが投げかけた疑義の根拠が自明となるであろう。

以下に、いくつかの項目に分けて事象をみているが、それらが相互に関連しあっていることはいうまでもない。あくまでも便宜上の区分である。

表1 日雇い率 (1787-97年)

地方名	日雇い農率
ガリシア	34.6
アストゥリアス	3.1
バスク・ナバラ	27.6
レオン	35.4
旧カスティーリャ	41.2
新カスティーリャ	60.4
エストレマドゥーラ	53.3
ムルシア	67.8
アンダルシア	78.2
アラゴン	42.4
カタルーニャ	55.9
バレンシア	44.0
バLEARール	68.0
カナリア	55.7
平均	47.7

出典：Nadal, J., *La población española (Siglos XVI-XX)*, Barcelona, 1984 (Edición corregida y aumentada), p. 102.

(1) 相続のあり方：死まで引き延ばされる相続

旧体制下、貧しい農民が大部分を占めた伝統スペイン社会では、相続は死まで先送りされた。農民の大半が無産階級と零細な小農であったことは、たとえば、18世紀のアルカラス市と属域村落（ラ・マンチャ地方）の遺言状史料で幾分か土地を所有している世帯は半数であり、その内の36パーセントは1ヘクタール以下にすぎなかった⁽³⁵⁾ことから判明する。相続財産という名に値しないほどのこうした小さな農地では、親世代自身の生活のために子どもに生前贈与することはできない。また、いったん相続してしまうと扶養してくれないのではないかとという子どもへの不信感から、死まで相続を先延ばしする。つまり、生存中に財産を次世代に譲渡することに嫌悪感があり、すくなくとも夫婦が揃っているうちに生前贈与することはめったになかった。

死亡配偶者の財産の半分は生存配偶者へ、残り半分が子ども間で均分されるが、その際、生存配偶者は夫婦の取得財産を分割の対象としないと決めることもできる。この除外は大きい。ことに相続財産が人口増によってごとくわずかとなった19世紀末には、財産は結婚後に夫婦で作るものとされていた⁽³⁶⁾ほどなので、取得財産の方が多かったにちがいないからである。それ以前の近世にあっても、小農が日雇い農へと転落していった時代、相続財産は多いはずがなかった。たとえば、先のアルカラス史料によれば、新家庭にながしかの財を持参した新郎新婦はわずか35～45パーセントにすぎず、しかもその3分の2はきわめて慎ましい額（1000レアル以下）にとどまった。

親子間におけるこれほどまでの警戒心は、半島の厳しい自然環境（劣悪な土壌・不規則かつ少量の降雨・地勢など）などの諸原因による絶対的な貧困に帰せられるのであろうか。子どもといえども、ひとたび成人すれば生存競争における競合者となる運命にある。

小家族を養うだけの土地しかないばあい決定的な相続が先延ばしされるため、結婚を親の死まで延ばさざるをえない事態にもなる。レオン地方のサンタ・マリア・デル・モンテでは、史料にそうした事例が残っているように、子世代の結婚は親の死の直後におこなわれたとみられている⁽³⁷⁾。たしかに、レオン地方は均分相続地域のなかにあつて、ほかと比べて男の初婚年齢がもっとも高く（18世紀の中央値は27歳）、不分割相続地域のガリシア地方と同程度⁽³⁸⁾である。1787年の時点で、均分相続地域のカスティージャ・マンチャで

は男の平均初婚年齢が25歳、エストレマドゥーラで23.6歳、アンダルシアで24.6歳、ムルシアで25.6歳、バレンシアで24.9歳とかなり早婚であったことと比べると、レオン地方の晩婚が際立つ。18世紀後半の同地方の平均寿命が初婚年齢より若い、国内最短の25歳であったことや、既婚男性の平均死亡年齢が53、4歳と推定できることは、晩婚が低死亡率と連動していた大部分のガリシア地方とはあきらかに異なるメカニズムであったことを示している。⁽³⁹⁾次世代に用益権を与える余裕もない零細農民は、すくなくとも片親の死と入れかわりでなければ結婚できなかったことを窺わせる。そこではまさに、「死は生の泉」であり、フランス南西部でいう「飢えと渴きの結婚」であった。また、日雇い農の割合が相対的に低く、その分零細な自営農が多いため、農地のさらなる細分化を回避したいという願いがそれだけレオン地方では強かったのであろう。

この同じ文脈から、親の死を待てないならば、あるいは口減らしが必要ならば、若者は早期に出移民とならざるをえない事態も生じた。⁽⁴¹⁾つまり、貧しい地域における均分相続は不分割地域同様、出移民を促すことにもなったのである。⁽⁴²⁾その結果は、当の核家族自体の消滅か、あるいは上述したように、親世代の消滅と入れ替わりに、出移民せずにかろうじて居残っていた子世代が創る、最小限の口を養うだけの核家族のあらたな出現である。

ただし、全体としては少数派ながら、相対的に余裕のある農民が多い地方、たとえばバレンシアでは、息子の結婚時に幾片かの土地と耕作に必要な農具、時には新婚夫婦用の「居住区画」(後述)が生前贈与された。⁽⁴³⁾また、マジョルカの富裕層においては、19世紀初めまで結婚時に嫁資などの形で財産移転がみられた。しかし、同世紀末にはそうした移転が全く消滅し、財産の継承は親の死まで延期されるようになったという。⁽⁴⁴⁾人口の圧倒的多数が貧農の社会において主流をなした慣行が、時代とともに、その必然性のない社会階層にまで、一種の文化的圧力として浸透したのであろうか。

父親が死まで財産を譲渡しないことは、直系地方では隠居制の制度としての不在を招いた。少々文脈から外れるが、ここで簡単に触れておこう。

スペインでは、親世代が農地の所有権と家長権を終身保持するのが普通である。主要な家族史研究書・論文において、隠居制がスペインの伝統社会で制度として存在しなかった理由について歴史的検討を施してこなかったという事実こそが、スペインの伝統家族において隠居制・契約が通常の状態では

なかったこと、隠居があったとしても非公式であり⁽⁴⁵⁾、無視できるほどしか存在していなかったことを雄弁に物語っている。ミッテラウアとジージャーによれば、一般的に分割相続と中小農民の地は隠居制に不向きであるという⁽⁴⁶⁾。半島北部の直系地帯の農民も中小規模であることが、隠居制が根づかなかつた要因のひとつかもしれない。中央イタリアの小村でも父親は隠居せず、家長権も譲らないところをみれば、この要因が大きいのであろう⁽⁴⁷⁾。

年齢集団毎の世帯主の割合についても、後述する核家族との比較上、言及しておこう。1752年のセンサス（俗称「エンセナーダのカタストロ」）によれば、ガリシア地方ティエラ・デ・モンテス域では、世帯主が60歳以上の世帯は全体の3分の1に達した。複合家族世帯に限れば、半数の世帯主が65歳以上であり、また、50～59歳層の60人中、59人が世帯主であった。後継ぎが45～50歳まで完全な権利・実権をにぎることができないばあいも多く、それまでは社会的に未成年にとどまる。ただし、まったく隠居がなかったわけではなく、同域でも家屋を子どもに生前譲渡することもあり、そのばあいには以後の生活費を求める文書を作成したりした。また同じガリシア地方のサンティアゴ域では50歳になると子どもに財産が譲渡された⁽⁴⁸⁾。

（2）結婚のあり方：用益権による新処居住・「準」分処居住・短期親許居住

用益権による新処居住 結婚とともに夫婦だけの新たな世帯を形成する新処居住はスペインの伝統的な理想の結婚形態であり、それを表明する諺が各地に残る。死まで決定的な財産の移譲をおこなわない状況にあって、この理想の現実化を容易にしてくれるのが、結婚を契機とする用益権の付与である。

結婚する子どもにたいしては相続分となる農地の一部の用益権を与える、つまり、相続ではなく、一種の継承をおこなう⁽⁴⁹⁾。息子は独身時代同様に、親の農地を耕すことになる。法定遺留分の前払いという意味合いで渡すのばあいや、逆に用益権の代償として子ども側が親に地代や生産物の一部を支払うこともある。また別のばあいには、親・義父の畑で日雇いとして俸給をもらって一定期間働くこともある。兄弟がかわるがわる働き、親が働けなくなると、息子が全面的に働く。その収穫は全部父親のものとなり、息子夫婦には必要なだけ返す。しかし、多くのばあいは、地代を徴収せず、その分を法定遺留分から差し引くという形が採られた⁽⁵⁰⁾。こうした事態は、たとえ新処居住

であっても同一経営体でありつづけていることを示している。そうであるならば、住民台帳上の別居は現実から乖離した理論上のものにすぎないのではないかとチャコン＝ヒメネスは指摘する。⁽⁵¹⁾

直系家族との大きな違いは、親・子ども間の協定が一時的な性格であること。一子相続ないしは確定的同居という概念はそこにはない。⁽⁵²⁾結婚を契機とするこうした土地・家屋の賃貸契約・用益権の付与は、アビラ（メセタ北西部）、クエンカ（メセタ南東部）、バレンシア（半島南東部）、グラナダ（半島南部）など、伝統スペインのほとんど全土にわたってみられた慣行である。⁽⁵³⁾

結婚は同居・別居を問わず、財の移転をとまなうとする一般論（J・グデイ）にもかかわらず、また、北西ヨーロッパでは経済的独立が結婚の大前提であったが、スペインのばあい、かならずしもそうはならなかったのである。これは、旧体制下のスペイン伝統社会において、北西ヨーロッパの結婚パターンに比べて男女とも相対的な早婚を可能とした、ひとつの大きな要因であった。⁽⁵⁴⁾新世帯の形成と決定的な相続の時期とがずれたのである。同時に、この用益権には一種の優遇分という意味合いもあり、親世代の老後の世話を子世代に保証させる圧力の武器、あるいは世話の代償としても機能した。つまり、イギリス・モデルでは新世帯は真の意味で独立的であり夫婦によって構成されるのにたいして、スペインにおいては結婚が新所帯の形成をもたらすことになっても、結婚以前からの親との関係に新所帯が組み込まれ、そこから生じる権利と義務を負うことになったのである。⁽⁵⁵⁾

「準」分処居住 結婚後も夫婦が生涯にわたって共住することのない分処居住は世界的にみてもきわめて稀であるとされる。ところが、スペインには両親の死後も夫婦がべつべつに暮らしつづける、この居住形態が存在した。ただし、ほとんどのばあいは、期間の長短はあるが、一定期間のみそれぞれの生家で暮らす、「準」分処居住である。この居住形態は旧体制下のスペインで広く存在していたばかりか、今日においてさえも、貧しい地方、たとえば、ガリシア地方オレンセ、エプロ河上流のリオハ、半島西部のエストレマドゥーラ地方、半島北部のレオン地方山麓など、随所にみられる。⁽⁵⁶⁾結婚してもすぐには家族形態が変らないため、ラズレットの世帯類型を適用しても、この居住形態は表に現われず、数値として捉えることができない。生家での居住が長期にわたるばあい、拡大/複合世帯の一部を成しているとみなされる。

結婚していることが前工業化ヨーロッパ社会においては地域社会の成員に

数えられる条件であったが⁽⁵⁷⁾、スペインでも、結婚によって自動的に住民権（村議会への参政権・共有地の用益権）の保持者 vecino となり、世帯主となった。したがって、この「準」分処居住のばあい、結婚後も息子が親許で暮らしている数ヶ月～数年の間はひとつの家庭に複数の世帯主がいることになる。こうした状態は稀ではなかった。

ある「準」分処居住の世帯の構成をみてみよう。かなりの歳の両親、独身の息子・娘、結婚はしていても妻子と分かれて住んでいる息子、子どものいる既婚の娘（夫は同居していない）が1世帯をなしている。ここでは、結婚した息子は自分の子どものために働かないし、いっしょにも住まない。子どもは母親、母親の両親・キョウダイといっしょに住む。つまり、自分は両親、キョウダイの子ども（おい・めい）と暮らし、妻側は子ども1～2人と生家で暮らすのである。⁽⁵⁸⁾

人類学者リソン＝トロサーナによれば、スペインには確固とした「家族」概念が広く行き渡ってはいなかった。さまざまな集団があり、（付与された名称と）内容・意味が一致しないばかりか、正反対のばあいさえあるという。リソン＝トロサーナ自身は、この「準」分処居住をする家族を「キョウダイ家族」と称している。

こうした世帯をどのように数えるのか、きわめてむずかしい問題である。司祭は夫婦を単位としようとするので、たとえべつべつに親許で暮らしていてもカップルとして独立所帯とする傾向があるという。しかし、別のばあいには、近々親許を離れて独立所帯を作るとわかった段階で核家族世帯として扱う。⁽⁵⁹⁾つまり、核家族世帯に向かう前段階としての夫婦べつべつの生活が、あるばあいには拡大/複合家族に、べつのばあいには核家族に分類される。いずれの確定的世帯類型に分類されても、「準」分処居住という特異な実態が不問に伏され、その数量化もできない。この居住の最終的段階は、文化的理想である新処居住であり、40～50歳になってようやく、夫婦水入らずの生活になり、夫は自分の子どもとはじめていっしょに暮らすことになる。⁽⁶⁰⁾

短期親許居住 これは、新婚夫婦がどちらかの親許で一定期間暮らし、そののちに独立する居住形態である。上述の用益権の付与が、経済的独立をともなわずに成立する結婚の経済的側面について表しているのであれば、この短期親許居住は居住の場についてそれを証明している。用益権の最終的移行が親世代の死による最終的相続であるのにたいし、これは新処居住の前段階

表2 1791年における家屋継承者と結婚形態（土地所有・保有の有無別の割合）：メリアナ（バレンシア地方）

人	土地所有農	自営・借地農	借地農	商人・職人	土地なし
(身元不明者)	20%	28.57	43.26	66.66	39.58
家屋継承者	40	48.57	22.11	8.33	6.25
新処居住者	6.66	17.14	11.53	16.66	29.16
短期親許居住者	26.66	5.71	20.19	0	16.66
(寡夫・寡婦)	0	0	2.88	8.33	4.16
(よそ者)	6.66	0	0	0	4.16

出典 Garrido Arce, Estrella, “Sobre fusiones y fisiones de los grupos domésticos en la huerta de Valencia”, F.Chacón Jiménez, y Ll. Ferrer i Alós (eds.), *Familia, Casa y Trabajo*, Murcia, 1997, p. 403.

に位置づけられる。⁽⁶¹⁾ リソン＝トロサーナによれば、北はレオン地方、サモラ最北部、サラマンカ、ソリア、サラゴサから、中部のトレド、クエンカ、テルエルをとおり、西はバダホス（エストレマドゥーラ）、南はコルドバ、ハエン、東はバレンシアなど、半島の広域わたってみられる。⁽⁶²⁾ たとえば、19世紀のクエンカ（半島中央東部）ではこの短期居住は新婚の半数近くを占めた。⁽⁶³⁾

この居住形態は夫方が妻方かの違いや期間の長短などにより、きわめて多様性に富み、また地域や社会層、それに時代によっても変動する。たとえば、クエンカでは1年間の同居が41パーセント、3年間で3分の1であった。バレンシアでは、新郎新婦どちらかの親許、あるいは、はじめは夫方の親許、ついで妻方の親許に何年間か暮らし、その後に新処居住に移行する。通常は2～4年間であるので、キョウダイがつぎつぎに結婚すれば、一時期複数の夫婦が同居することにもなる。したがって、家族類型で区分されると、55歳以上の家長の世帯での複合の割合が高くなり、⁽⁶⁴⁾ 相対的に豊かとされる灌漑地域のバレンシアでは33パーセントにもなった（18世紀）。この形態は農村の方が都市より多いうえ、社会階級間の格差も大きい。

18世紀末のバレンシア地方での短期親許居住を階級別に表2でみると、商人・職人間でゼロにたいして、土地所有農で26.7パーセント、無産階級（日雇い農：人口の13～14パーセント）で16.7パーセントと、まったく階層によって異なる様相を呈する。自営・借地農は5.7パーセントと低いが、これはこの階級では家屋を一子に継承させる形態、つまり永続的同居が他のどの階級よりも多く半数（48.6パーセント）に及ぶためである。土地所有農で

は、親世帯との短期・永続的同居は3分の2にもものぼる。また、土地なし層では他のどの階級よりも圧倒的に新処居住が多い反面、相対的に短期同居も多いのは、バラックすら用意する余裕がないケースが多いことによろう。このように、社会階級により財産の継承法とともに、結婚後の居住のあり方も大きく異なるため、ある地域でどの家族形態が支配的であるかを一般化したり、核家族世帯の優勢と新処居住を短絡的に関連づけることは危険であると⁽⁶⁵⁾するガリード＝アルセの指摘はもっともである。

(3) 家族ライフサイクルにもなって変容する家族形態

一般的に均分・分割相続は即、核家族と結びついていると考えられてきた。たしかに、結婚により新しい核家族が誕生し、子どもが成人して結婚を機に家を離れ、親世代の消滅とともにその家族が消滅する、あるいは先のレオン地方のように、親世代の消滅と入れ替わりに、子世代の核家族が誕生する、という、核家族以上には拡大しない「真正」核家族が多いことは事実である。18世紀のアルカラス（ラ・マンチャ地方）では、結婚（女23歳近く・男25歳強）により核家族形成、最後の子が結婚で家を離れる、配偶者の死により独居世帯というサイクルの核家族世帯が圧倒的である（1786年で80.71パーセント）。同地方では、財産が少なくなるほど独居傾向が強くなり、また寡婦は結婚した子どもとはいっしょに住まないため、同市の寡婦が独居世帯を成す率は全体の28パーセントに及び、山地の小集落では3分の1にもなった⁽⁶⁶⁾。

しかしながら、上でみた「準」分処居住と短期親許居住を家内集団サイクルとしてみると、均分・分割相続から想定される核世帯のみならず、さまざまな局面で複合・拡大世帯が出現する。たとえば、短期親許居住の数あるパターンのひとつを示せば、つぎのようになる。

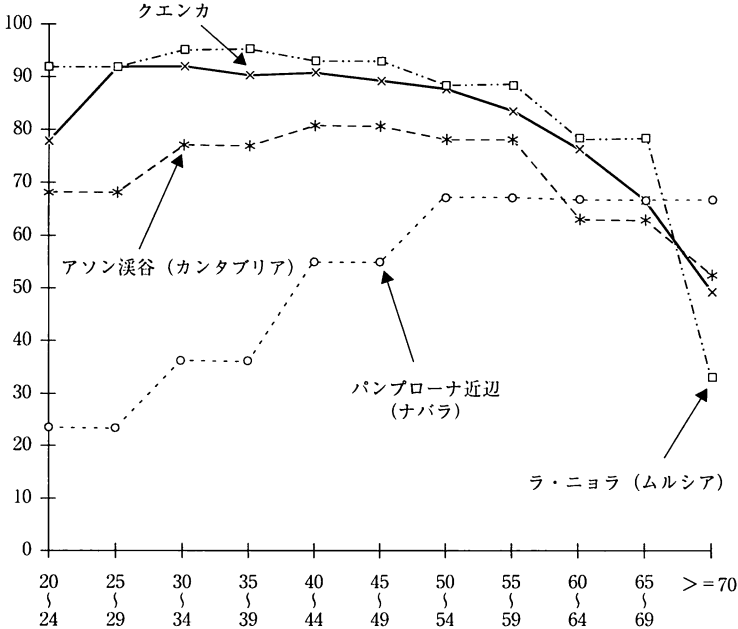
1)結婚。数ヶ月～数年間、夫婦はどちらかの親許で夫婦が共に暮らす。2)そこにさらに、数ヶ月～数年間キョウダイ世帯が加わる。3)新家庭設立資金ができた時点で独立所帯を構えることができ、はじめて夫婦と子どもの核世帯となる。4)この核家族は年老いた両親ないし片親が加わることで破られる。5)夫婦自身が年老い、子どもの1人（よくあるのは末娘）の世帯に加わる。6)親世代の死によって、2世代の核家族となる。つまり、核ないし複合→複合→核→複合/拡大→核というサイクルである。子どもや親族が短期・長期に同居していることを示す例が遺言状に多々みられるのは、こうしたサイク

ルのなかで、老齡期の親世代が子世代と同居する時期にあったためである。ただし、人口学的要因（疫病などによる大量死・人口増など）や経済的要因などが加わるため、同じサイクルが繰り返されるわけではない。⁽⁶⁷⁾

前述したように、家族サイクルのいつの時点を取るのかによって、変容するこうした「準」分処居住あるいは短期親許居住の動態を無視して、どこかの一点で確定的な家族類型に当てはめたとところで、これらの世帯の実態を知ることにはできないことはいうまでもない。ライフサイクルを通じての世帯構成の変化は、アンダーソンも指摘するように、⁽⁶⁸⁾単なる世帯類型別の統計数値では捉えられないのである。

また、いかに世帯主となるかは、世帯システムに重要な違いをもたらす。歳を取ってからでしか世帯主になれないならば、世帯主数自体も少なく、世帯規模が大きくなる。⁽⁶⁹⁾それゆえ、世帯が本来的に核家族組織なのか直系家族

グラフ 「真正」核家族とその他の家族：年齢集団別にみた世帯主の割合



出典 Reher, David Sven, *Perspectives on the Family in Spain. Past and Present*, Oxford, 1997, p. 87. (カンタブリアとムルシアは18世紀、ナバラは1786年、クエンカは1750-1970年のデータによる。)

組織なのかを見極めるために、世帯主の割合を年齢層別にみる必要がある。「真正」核家族が多いほど、世帯形成当初から夫が世帯主であるため、1世代のライフコースに沿う曲線を描くことになる。グラフは5歳さきみ年齢層における世帯主の割合を示すが、クエンカとムルシアの曲線はまさに、ほぼほとんどの世帯が「真正」核家族であることを証明している。事実、クエンカの複合（拡大+複核）世帯は4.5~6.9パーセントにとどまる。⁽⁷⁰⁾

（4）住居の変異性：1軒に複数所帯と数軒で1世帯

家族が物理的にどのような住まい方をしているか、ここにスペインの大きな特徴がある。結果からいえば、ケイシーとヴァンサンが述べるように、「建物としての家自体が<核家族>概念そのものを空虚に」⁽⁷¹⁾している。つまり、スペインの家屋はレンガ造りを基本とし、物理的区切である壁を作ったり、部屋を増築したり、一部を建て直したり、小さくしたり、という造作がきわめて容易であり、まさに「可変する家」casa móvilである。親は息子・娘の新婚所帯用にこうした占有空間を造作して結婚祝いとすることがよくあったが、そうした独立した部屋空間・居住区画を指す habitáculo アビタクロ（バレンシア地方では apartamento アパラミエント）という言葉自体の存在が、この「可変する家」の文化的実態を象徴している。

扉1枚で親の家と通じるこうしたアビタクロは、現在でもみられる。アビタクロに住む居住者は核家族なのか、複合家族の一部なのか、家族類型に区分する際に問題が生じる。さらに問題を複雑にしているのが、「仕切り壁」という物理的な境界が「不可視」、つまり存在しないばあいも少なくないことである。1、2階の水平的区分があるならまだしも、おなじフロアを「仕切り壁」なしに複数家族が住み分けているばあい、複数の核家族とみるのか、ひとつの複合家族と捉えるのか。家族の団結・分離の概念はまったく主観的であり、当事者の意識にまかされているのである。⁽⁷²⁾ そうであるならば、ラズレットの世帯類型の有効性はおのずから限定されることになる。

外観的にはひとつながら、内部的には分離しているというこのスペインの居住のあり方は、遊牧民の居住のあり方と類似するところがある。夫婦それぞれが所有するテントをみれば核家族であるが、連帯するテント群全体をみれば共同体的外観を呈する。⁽⁷³⁾ どちらのレベルを重視するかによって捉え方が違ってくることになる。また、中根千枝が個人の認識について生物学を援用

して、「絶対的意味における個体は、自然界、社会を問わず、どこにも見出すことはできない。……単独性と独立性のかわりに存在するものは、協同と相互依存である」とするが、この個人を家族に置き換えるならば、スペイン家族のあり方を理解するうえできわめて有効となる。この状況はまた、「真正」新処居住のばあいにもあてはまる。まったく独立した家屋に新処居住するにしても、たいていは親と同じ街区や教区など、できるだけ近いところに居を構えようとするからである。

こうした「真正」新処居住あるいは先のあいまいな新処居住において、夫方居住と妻方居住とどちらが多いのであろうか。地域区分することは困難とされるが、しかし、地域によってはどちらかの傾向が強いはあいがある。たとえば、マジョルカ、バレンシアなどでは夫方居住が優勢であり、アングルシアでは妻方居住が優勢とする資料はある。⁽⁷⁵⁾さらには、時代によっても傾向が変動するという。また、新処居住するか（アビタクロないし、「真正」新処居住）、あるいは短期か永続的に親と共住するかどうかは、一般的には社会階級による差異が大きい。このことは、さきにバレンシアについてみた通りである。まさに、核家族と複合家族の分布は空間的であるより垂直的であるとされる所以である。ただし、隣国ポルトガルでは、どの社会層においても新処居住が一般的であり、新婦の親と同じ村・町、さらには同じ街区が好まれるため、つねに妻方居住の様相を呈すという。⁽⁷⁶⁾

家屋はまた、相続財産として分割の対象となった。ある「真正」核家族の消滅とともに、家屋そのものが物理的に解体されることも少なくない。財産目録に、門・建築材料・瓦一式・板・門などがばらばらに記録されることが珍しくないのは、相続人の中でそれらの部材が分けられたためである。また、子どもの誰も家屋が欲しくないばあいには売却され、その現金が均分される。そうした売却・転売により、農民の家はある家族に確固として結びついていたのでもない。農家（農民の家は集住する集落にある）の相続には系譜性が欠如していたのである。⁽⁷⁷⁾

ほかには財産がないばあい、家屋は最良の相続財産となる。ことに家屋が取得財産であるばあいは、法律によって分割が規定される（夫と妻は折半。それぞれを相続人に均分）。たいていは片親の死によって分割された。複数子どもがいるばあい、その内の1人か2人がほかのキョウダイから割り当て部分を買取ったり、あるいは生存の片親の老後の世話への代償としてその子に

家屋を譲渡することもよくあった。相続人が多ければ、細分化も著しい。1軒の家屋を11人が所有し、その内の1人の所有分が家屋の18分の1にすぎなかった例もある。こうした家屋の細分化の対処策として、親族間で売買したり、賃貸方式で間借り人を置くという手段が講じられることが多かった。その間借り人とは親族であるので、親族関係が経済関係に置き換えられることになる。その家賃支払いの遅延は係争の種であった。親族間での家屋（の部分）の売買がいかに頻繁であったか、1582～1600年間でポスエロ・デ・アラバカ（マドリー県）の例をみよう。家屋売買は不動産取引全体の21パーセントを占めた。他人同士の売買33件にたいし、親族間での売買は42件にのぼる。内訳は、キョウダイ間21件、義キョウダイ間8件、親と子（息子・娘）の間3件、当事者と婿・イトコ・オジ/オバ間はそれぞれ4件、⁽⁷⁸⁾5件、1件である。

しかし、家屋への思い入れや確執などにより譲り合わないばあいも多く、また、別に家を構える経済的余裕もないばあい、数所帯がひとつの家屋に住むことになる。たいてい1家族は1部屋のみであり、玄関、裏部屋にもそれぞれ別家族が住むことすらあった。そのため、家の一角一隅を呼ぶさまざまな名称があった（casas principales 母屋、casa pajar 野良作業部屋、casa bodega 酒蔵、aposento 居室、aposentillo 小部屋、aposento alto/bajo 上部屋・⁽⁷⁹⁾下部屋、aposento doblado 二段部屋）。このように1軒に複数の夫婦家族が共住するばあい、野良仕事・家事・育児をそれぞれの個性にあわせて分担し、⁽⁸⁰⁾友好的に協働したケースもある一方、反目しあいながら狭い空間に共住することも少なくなかったことが史料から窺える。

現代においても、人類学のフィールド調査でこうした実態があきらかになっている。外見上、複合家族ではあっても、分割可能なものはすべて核家族単位で所有される。部屋はむろんのこと、さまざまな道具、ブタンガス、食品や調理用オリーブ油、これらはすべて区別され、料理も食事もべつべつにする⁽⁸¹⁾。「食事を共にすること」（スペインの「同じテーブルとテーブル・クロスで」、イタリアの「1本のブドウ酒とひとつのパンで」、オーストリア・ハンガリーの「同じテーブルとパンで」）が「世帯」の概念であるならば、これはまさしく別世帯である。いわば、複合世帯の核家族化であり、生活上も意識上も核家族の集合である。これと似た状況がアラゴン地方の直系家族世帯において報告されているのは興味深い。夫方・妻方の親と同居しても、家政・食事・

農耕器具などはべつべつであり、それらの貸し借りすらしめないという。⁽⁸³⁾核家族への性向は世帯のあり方を越えたスペイン的特質なのだろうか。

多様なあり方の複合家族をセンサスはどのように分類してきたのか。既婚キョウダイが共住するばあい、住民リスト上はべつべつの所帯に扱われたばあいもあるとされるが、逆に複合家族と記録されても、同一家屋に住んでいなかったケースもある。実際には隣接家屋に分かれ住んでいたり、複数の家屋を連結させていた例もある（たとえば、4軒の家をつないで住んでいた医者⁽⁸⁴⁾の例）。イタリアでも、外見は核家族であるが、同じ姓をもつ親族10～50家族が同じ町の一角に住むことがよくある（リネージ地区）という。つまり、核とも複合ともとれる家族が明確な基準もないまま、当事者の意識や調査官の一存で、どちらかに分類されたのであり、また、どちらに分類されても実態を反映していないことになる。それゆえ、イタリアやスペインのようなエコロジーも文化も多様なところで、支配的な世帯を特定することに意味があるのかと、ラズレットの世帯類型⁽⁸⁵⁾によって家族を捉えようとするにG・レヴィは疑問を呈している。

現実に、1軒の家屋に複数世帯が登録された割合を、アルカラスについて

表3 アルカラス市/属域村落での1軒に複数世帯が居住する件数・割合(1787年)

階級 職業	市			村落			合計		
	軒数	複数共住件数	%	軒数	複数共住件数	%	軒数	複数共住件数	%
1	10	3	30.00				10	3	30.00
2	52	11	21.15	10	2	20.00	62	13	20.97
3	33	7	21.21	65	6	9.23	98	13	13.27
4	192	60	31.25	62	6	9.68	254	66	25.98
5	61	22	36.07	363	25	6.89	424	47	11.08
6	139	75	53.96	294	57	19.39	433	132	30.48
7	51	17	33.33	168	12	7.14	219	29	13.24
8	132	57	43.18	167	34	20.36	299	91	30.43
9	10	2	20.00	40	7	17.50	60	10	16.67
10	20	3	15.00	7	2	28.57	17	4	23.53
	700	257	30.52	1176	151	13.88	1876	408	21.57

1 エリート、2 自由業、3 商人、4 手工業者、5 自営農民、6 日雇い農、7 役男、8 女性世帯主、9 聖職者、10 貧者・職業不明者

出典：García Conzález, Francisco, “Más allá del padrón: el espejismo de la familia nuclear”, Chacón Jiménez, Francisco y Llorenç Ferrer i Alós (eds.), *Familia, Casa y Trabajo*, Murcia, 1997, p. 335.

みてみよう。表3から判明することは、1軒の家=1世帯ではないこと、農村より空間の限られた都市に共住が多いこと、社会階級では日雇い農世帯、ついで世帯主が女性の世帯できわめて高率なことである。つまり、富裕階級以外のこうした共住は、貧困ゆえの強制的共住であったといえる。事実、現代のアンダルシアの日雇い農間においては、富裕層以上に複合性が高く、複合家族⁽⁸⁶⁾のなかの58パーセントをこの社会層が占める。他方、富裕層における共住は、富の誇示という意味合いが強い。

以上からかいま見える、均分相続における自分の取り分にたいする人びとの権利主張の強さを思うとき、それが強固な平等意識に発していると考えないわけにはいかない。なるほど、人びとは相続システムと共有地システムとによって全部を独占するのではなく、全体の一部を受け取ることでよしとするように社会化されている、とベアールは指摘する。家族のパイにしても共同体のパイにしても、個人はその一部を得るのみという平等意識が、とりわけスペイン北部の村には深く行き渡っている、と⁽⁸⁷⁾。たしかに、共有地の用益や資源の共同管理をめぐるこの平等主義は制度化されており、義務・権利/利益において平等の再分配を基本としている。社会構造に根ざすこうした義務・権利における平等主義が人びとの思考と行動の根幹にあつて、それを律してきたといえよう。また、半島中央・南部については、環地中海地域に共通するゼロサム・エトス、つまり、同等者間の公正な取り分という危いバランスをつねに意識し、それを崩してより多くを取れば他の者がそれだけ損をするという観念が相続についてはことさら強く働いているのであろう。

(5) 親族ネットワーク：高齢者問題

均分相続は、上でみたように、さまざまな様相を呈する家内集団に向かう可能性をもってはいるが、その大半が核世帯を形成するにいたることは否定しがたい。それは根源的には、狭い農地での家族経営に大家族の必然性がなかったことに条件づけられている。均分相続はカスティージャ、エストレマドゥーラ、レオン、アンダルシア、ムルシアの諸地方ではほとんど完全に実施される⁽⁸⁸⁾ため、半島の中央、南部、それに部分的に北部において夫婦家族が一般的であることは、さきのグラフでみたとおりである。「真正」核家族が優勢であることは、必然的に老夫婦世帯、さらには独居老人世帯を多く生む。ライフコースの最終段階にあるそうした老親は、どのように暮らしていたの

だろうか。

ラズレットの「核家族の困窮」仮説によれば、新処居住が厳格なほど老人は弱体世帯に暮らすか、独り暮らしを強いられ、こうした弱者（孤児・配偶者を失った者・老人）の身を困難から守ってやる機能において、核家族は複合家族より劣るといふ。しかしながら、近世初期南イタリアではスペイン中央・南部と同様、新処居住がきまりではあったが、既婚の子どもの家族あるいは他の親族と複合世帯で暮らす高齢者の率が著しく高かった⁽⁸⁹⁾といふ。

スペインのばあいはどうか。旧体制下のスペインは成人死亡率がきわめて高く、18世紀後半ですら、平均寿命は29歳（内陸部では25歳）であった。にもかかわらず、イングランドの貧民法のような公権力による社会保障制度も整備されておらず、教会の慈善事業（病院・食事の供給）がかろうじて公的役割の代替を果たしたにせよ、その恩恵はごく一部にしか及ばなかった。これはまさに、ラズレットのいう「核家族の困窮」仮説がもっともよく該当しうる状況である。

しかしながら、かならずしもそうはならなかった。伝統的に地中海社会では社会の弱者にたいする援助の多くが家族や個々の慈善活動によっておこなわれ、弱者への援助や高齢者の世話は家族がするものという社会的通念が醸成されていた。今日においても一種の社会的圧力として存在する。それは、病院や慈善施設に入らざるをえない老人⁽⁹⁰⁾がスペインでは驚異的に少ないことや、ごく最近「老人の家」に入る人が増える傾向にあるとはいえ、依然として養老院施設に入所している高齢者の割合が地中海諸国に共通してきわめて少ないこと（表4参照）、さらに、意識調査で地中海諸国（スペイン・ポルトガル・イタリア・ギリシャ）の平均4分の3の人のびとが子どもとの同居を希望していることにも表われている。北欧（デンマーク・フィンランド・スウェーデン・イギリス・オランダ）では逆に、

表4 施設に暮らす高齢者の年齢層に占める割合（1990年頃）

国	65～84歳	85歳以上
ベルギー	4	—
デンマーク	7	—
フランス	6	20
ドイツ	5	17
アイルランド	5	—
オランダ	10	47
イギリス	5	—
イタリア	2	—
ポルトガル	2	7
スペイン	2	6

出典：Jani-Le Bris (1993) (Reher, D. S., "Family Ties in Western Europe: Persistent Contrasts", *Population and Development Review*, 24, 1998, p. 224 に引用。)

4分の3は同居を望まない。⁽⁹¹⁾

スペインでも、うえでみたように、子ども世帯に同居するばあいもちろんあるが、むしろ一般的であったのは老夫婦世帯、一人住まいであった。レーアが強調するように、同居は家族が高齢者を支援する唯一の方法ではなかったのである。では、スペインにおいて、ラズレットの「困窮」説の予想に違い、核家族のみならず、弱者（独居者・孤児・寡婦・寡夫など）や老人たちは、世帯を越えた家族・親族ネットワークによってどのようにサポートされたのだろうか。

ひとつは、頻繁な訪問。両親・キョウダイ・甥や姪が頻繁に訪れる。ことに、女性は親族ネットワークの維持・組織において中心的役割を果たす。⁽⁹²⁾ 村内婚が多いため親子・親族間で同じ村落に住むことがきわめて多い。⁽⁹³⁾ 同じ街区、同じ通り、さらには隣り合わせに住むことを好むため、日に1度ならず2度3度訪ねることも珍しくない。たとえば、19世紀のクエンカ市内では新婚夫婦の75パーセントがどちらかの親と同じ街区に住んだ。⁽⁹⁴⁾ こうした居住のあり方をみるならば、かなり「希釈されてはいるが、真実の拡大家族システム」であり、相互扶助としておおいに機能しているといえる。⁽⁹⁵⁾

たしかに、地中海においてはイトコ婚や二重・三重の親族間結婚、親族間での売買・貸借・家畜の貸し借り、使用人としての親族の同居、親族間での共同借地など、生活のあらゆる局面において相互援助機関として親族ネットワークはきわめて重要な役割をはたしていた。⁽⁹⁶⁾ 最貧世帯にとっては扶助・援助の必要性から、中規模農民にとっては労働力の観点から、富裕層においてはさらなる富の集中への戦略からである。⁽⁹⁷⁾ さらに、それを補足するものとして、友人や仲間のネットワークの存在も指摘されている。⁽⁹⁸⁾ 同じ境遇にある者、たとえば寡婦たちは、たがいに訪問しあっては助け合ったのである。

このように、おおむね社会層を下るにつれ、経済的資源の欠乏や脆弱性を前にして、家族は世帯という空間的区分を越えて行動した。それは道徳的義務として引き受けられる愛情のこもった相互依存であり、親族は義務と依存の複雑なシステムの中に埋め込まれる。相互依存は交換でもあるため、「愛情の代償」が求められることにもなる。⁽⁹⁹⁾

もうひとつの顕著な現象は、高齢者自身の周遊生活である。均分相続から生じる均分義務の最大の問題が老親の世話であるが、この問題はキョウダイ間の争いの種である。片親となったばあい、子どもが親と同居することを好

まず、また親自身も子どもの一人だけを優遇することを好まないならば、老親は子どもたちの家を「回遊」して老後を過ごすことになる。「まるで熱々のジャガイモのように」、子どものあいだを4ヶ月毎、ひと月毎、さらによくあるのは一週間毎に文字通り「回遊」する⁽¹⁰⁰⁾。いわば、「循環居住」である。「週遊者」「月遊者」ともいうべき *semanero/semanera*、*mesero/mesera* という言葉が存在すること自体、この慣習が伝統的であり、一般的であったことを示している。こうした回遊老人は、家族類型に仕分ける際、独居世帯とされたり、拡大家族の同居人とされたり、一定の扱いを受けていない。もともと、この回遊は農業共同体において必要な家族の団結に呼応するものであった⁽¹⁰¹⁾という。

地中海のこうした濃密な親族ネットワークによって、家族の保護機能は北西ヨーロッパより格段大きいとされ、それは北西ヨーロッパにおける希薄な親族関係と対照的であり、地中海に共通する文化的特色であるとレアーは指摘する⁽¹⁰²⁾。ここ15年ほど、南ヨーロッパの家族史研究は地域・下部地域内での多様性を探究する方向にあっただけに、この指摘によってふたたび南北ヨーロッパの対比というテーマに引き戻されたことになる⁽¹⁰³⁾。レアーによれば、この親族の強い絆という文化的特色は、親族の絆を重視するオリエントの家族構造に強く影響されているという。そのため、地中海諸地域における家族・親族は基本的には西欧の構造ながら、親族の絆と忠誠に重要性を置くオリエントの装いがもたらされ、地中海家族は北ヨーロッパと北米、それとアジアの拡大家族における忠義・協調主義の中間である⁽¹⁰⁴⁾、と述べる。

一方、オーギュスタンはラズレットの大きな網目から漏れた人間関係を分析指標に取り込み、より細かな網目で家族を捉え直そうとする。継承と相続の多様な組み合わせによって、親子・キョウダイ関係のみならず親族との係わりも考慮に入れた新たな家族形態の分類・名称（家中心方式・親族方式・リネージ方式）⁽¹⁰⁵⁾を提示する。核家族・新処居住は生活を営むために親族ネットワークが必須であるとして、逆説的に「親族方式」と命名する。そこにおいて、北西ヨーロッパと地中海ヨーロッパの差異は相対化されることになる。

6 むすびにかえて

⁽¹⁰⁶⁾いかなる文化も、家族のあり方や人間関係に特定の理想像をもっている。

現実には、もろもろの困難に立ちふさがれて果たしがたい。しかし、条件が整い次第、その実現化に努める。その実現にいたる過程において、地域や時代、社会階級や家族ごとにさまざまな対処策が講じられ、その策の多さだけ、暮らし方に多様性が生まれる。理想とする家族のあり方・暮らし方、ならびに、その理想にいたる対策・過程にこそ、文化的特質が現われる。スペインのばあい、理想は新処居住と平等主義であり、それに至る対策・過程が、用益権の付与であり、「準」分処居住であり、短期親許居住であり、「可変する家」であり、老親の「循環居住」であった。こうしたさまざまな対処法や現象にはすべて、家内集団を越えた親族の存在が大きく絡んでいる。言い換えれば、ゴンサレス = ガルシアが指摘するように、親族・労働・団結の関係は、文化規範としての新処居住システムと構造的に結びついているのである。⁽¹⁰⁷⁾

それゆえ、ラズレット自身が *HFPT* の冒頭で、「親族ネットワークとしての家族を扱うものではない」と言明した時点で、その家族類型は、スペイン、さらには地中海地域における家族の実態を掴む道が閉ざされたといえる。文化的に重要なことは、ある家族の型や大きさではなく、その家族・親族型がもつ、さまざまな親族関係であるならば、ラズレット類型はそのもつとも重要な中身を指の隙間からこぼしてしまったことになる。⁽¹⁰⁸⁾⁽¹⁰⁹⁾

ただし、現在でもスペインにおける家族史研究や地方史研究などでは、対象地域の家族像を探る手立てとしてラズレット類型が相変わらず判で捺したように用いられていることも事実である。この現状は、類型が不備ではあるが、かといってそれに代わる基準がないジレンマを示していよう。現在はまさに、「地中海家族」同様、家族類型自体も模索状態にあるといえる。

こうした現状下、実態により接近するひとつの試みがさきのオーギュスタン試案といえる。今後はこうした親族関係・人間関係をも考慮に入れた新たな網目で家族を捉え直すことによって、類型的・偶発的外観を超えた家族システムの原理を見いだすことができよう。そのうえで、一つの「文化エリア」としての地中海に強い反発を示すピナ = カブラルが提唱するように、また先述したチャコン = ヒメネスの研究方針にあるように、比較枠を徐々に広げて、地域間比較をしていくべきなのであろう。ただし、何段目かの比較枠として、部分的にはかなりの共通項を有する「地中海」が登場せざるをえないのではないだろうか。比較がその段階に達した時点で、地域内に存在するモザイク状の多様性に抗して「地中海」的といえる家族の特質が存在するの

か否か、さらにはサンクト・ペテルブルグ〜トリエステの境界線の西側を東西に断層が走っているのかどうかがあきらかとなろう。

しかし、順次拡大方式を飛び越えて提示されたレアーの先取り方式も方法論として否定されるべきではないように思われる。ただし、オリентという漠然とした文化的影響のみではなく、親族の絆に強弱・濃淡をもたす、より具体的な社会的・歴史的・人口学的説明も同時に求められなければならないであろう。議論を起こすべく提言したという本人の意図に依って、みなで考えていかなければならない大きな興味深いテーマである。

以上、ラズレットの網からこぼれ落ちた文化的諸事象を均分相続の局面から取り上げたが、一子相続などのほかの局面については今後の課題とし、スペイン家族の実像にできるだけ接近してみたい。

註

- (1) Laslett, Peter, and Richard Wall (eds.), *Household and Family in Past Time*, Cambridge, 1972. 部分邦訳はアナル論文選2『家の歴史社会学』（責任編集 二宮宏之・樺山紘一・福井憲彦、新評論、1983年）に収録されている。
- (2) ラズレット、P. (川北稔ほか訳)『われら失いし世界—近代イギリス社会史』、三嶺書房、1986年（原著の初版は1965年であるが、重版の度にグループの新しい研究成果を取り入れて改訂。邦訳は大幅に改訂増補された83年版の訳）。社会のマイクロ構造の鍵とする家族をマクロ構造とともに描く歴史社会学の書。歴史人口学の全体的な発展については、二宮宏之「歴史のなかの「家」、『全体を見る眼と歴史家たち』、木鐸社、1986年、184-232頁に詳しい。
- (3) 発信型への姿勢の変更は、他の歴史分野においても看取できる（既刊論文の英語での出版や学会誌での英文レジュメ添付など）。EU加盟という外的変化も影響しているのであろう。実は、北西ヨーロッパの主要研究者を交えた国際会議は99年がはじめてではない。第1回は94年に「家族史—ヨーロッパ社会についての新たな視点」をテーマにムルシアで開催されている。その時点ではまだ批判的見解表明の機が熟していなかったということなのだろうか。
- (4) Woolf, Stuart, “Introduction”, S. Woolf (dir.), *Espaces et Familles dans l'Europe du Sud à l'Âge Moderne*, Paris, 1993, pp. 8-11. F・ブローデルによる一大地中海研究 {La Méditerranée et le monde méditerranéen à époque de Philippe II, 1949. 邦訳（濱名優美）『地中海』藤原書

- 店、1991年}が地中海への関心を静かに深く呼び起こしたことは十分考えられる。
- (5) Rowland, Robert, “Régimes démographiques et systèmes familiaux au Portugal: entre la Méditerranée et l’Atlantique”, unpublished Mallorca Conference text, 1999.
 - (6) たとえば、Woolf, Stuart, “The Southern European Family Again. Some Perspectives of Research”, Chacón Jiménez, F. y Llorenc Ferrer i Alós (eds.), *Familia, Casa y Trabajo. Historia de la Familia. Una nueva perspectiva sobre la sociedad europea*, Murcia, 1997, pp. 37-47; Eiras Roel, Antonio, “Mecanismos autorreguladores, evolución demográfica y diversificación interregional. El ejemplo de la población de Galicia a finales del siglo XVIII”, *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica* (以下、*BADH*)、VIII-2, 1990, pp. 51-72。イタリアについては、その内部の多様性ゆえに「地中海型」モデル自体がほとんど否定されているという(大黒俊二「ヨーロッパ家族史へのふたつのアプローチ—イタリアからの視点—」、前川和也編著『家族・世帯・家門—工業化以前の世界から—』、ミネルヴァ書房、1993年、14-23頁)。
 - (7) たとえば、Pina-Cabral, João, “The Mediterranean as a Category of Regional Comparison: A Critical View”, *Current Anthropology*, vol. 30, n. 3, 1989, 399-406; Paolo Viazzo, Pier, “What’s distinctive about the Mediterranean? Thirty years of research on household and family in Italy”, unpublished Mallorca Conference text, 1999.
 - (8) Rowland, op. cit.
 - (9) Reher, David Sven, “Family Ties in Western Europe: Persistent Contrasts”, *Population and Development Review*, 24(2), 1998, pp. 203-234。地中海地域内部の差異は十二分に承知しているが、より大局的に見るならば、両地域の差異は厳然としてあるとする。
 - (10) チャコン=ヒメネスは研究方針として、各地域を把握したうえで、イベリア半島全体、ついで西地中海の文脈で捉えんとする{Chacón Jiménez, Francisco, “Notas para el estudio de la familia en la región de Murcia durante el Antiguo Régimen”, *Historia social de la familia en España. Aproximación a los problemas de familia, tierra y sociedad en Castilla* (ss. XV-XIX), Alicante, 1990, pp. 101-136}。
 - (11) Wall, Richard, J. Robin and P. Laslett (eds.), *Family Forms in Historic Europe*, Cambridge, 1983.
 - (12) たとえば、スペインの家族システムはほとんど不明としながら、スベ

ン全体を地中海型に入れる (FFHE, p. 529, 531)。のちにラズレット自身、地中海における家族・人口学的行動についての記述が不正確であったことを認めた (Rowland, op. cit.)。92年に出版された日本語版自書 (『ヨーロッパの伝統的家族と世帯』(酒田利夫・奥田伸子訳) リプロポート、57頁) においても、「イタリア中部および北部の大規模かつ複合的な分益小作人の世帯によって地中海地域を代表させるのは……かなり不適切である。現在ロバート・ロウランドの研究によって知られるようになってきているイベリア半島は……南ヨーロッパの他の地域と全般的に異なっており、またフィレンツェやヴェネツィアの位置する地域とは、しばしばきわめて異なっている。……地中海および東部地域間の「辺境」は、現在のところほとんど知られざる地域である。」と述べる。ハイナルも、「イベリア半島の世帯についての情報はまだ出版されていない」という (FFHE, p. 66)。すでに70年代、フランス家族史研究に触発されて始められていたエイラス = ロエルなどによる半島における研究はまったく知られていなかったことになる。

- (13) Hajnal, John, “European Marriage Patterns in Perspective”, Glass, D. V., and D. E. C. Eversley (eds.), *Population and History: Essays in Historical Demography*, 1965, pp. 101-143.
- (14) Smith, Richard M., “The People of Tuscany and their Families: Medieval or Mediterranean?”, *Journal of Family History* (以下 JFH) V-1, 1981, p. 107-128. 論拠として、世帯構造については15世紀のトスカーナ地方、18～19世紀のピレネー、コルシカ、南仏、それに19世紀の中央イタリアでの折半小作、結婚年齢については14～15世紀における南仏とピレネー域、16～17世紀のバリャドリーとバレンシアの女性についての史料を挙げている。
- (15) Hajnal, J., “Two kinds of pre-industrial household formation system”, *FFHE*, pp. 66-104.
- (16) Laslett, Peter, “Family and household as work group and kin group: areas of traditional Europe compared”, *Ibid.*, p. 252.
- (17) Laslett, *ibid.*, pp. 513-563. 仮に‘west and north-west’, ‘middle’, ‘Mediterranean’, ‘east’ とラベリングする。；ラズレット、前掲書、41-60頁参照；大黒によれば、ハリヒとクラピッシュがラズレットに「地中海型」を提案し、それをラズレットが受け入れたのだという (前掲書、21頁)；一方、ロウランドは、ケンブリッジ・グループが地中海人類学の研究成果 (地中海地域の大半では単純世帯が支配的) をまったく知らないまま、地中海文化圏の概念を簡単に受け入れたことは奇妙なことだと指摘す

- る (Rowland, op. cit.)。
- (18) Rowland, Robert, “Matrimonio y familia en el Mediterráneo occidental: algunos interrogantes”, Chacón Jiménez, Francisco (ed.), *Familia y sociedad en el Mediterráneo Occidental. Siglos XV al XIX*, Murcia, 1987, pp. 250-251; Rowland, Robert, “Household and Family in the Iberian Peninsula”, unpublished Mallorca Conference text, 1999.
- (19) ラズレット、前掲書『ヨーロッパの伝統的家族と世帯』、35-64 頁および、前掲書『家の歴史社会学』に収録されている論文「家族と世帯への歴史的アプローチ」(37-76 頁)。フランドランはこの類型をかなり詳しく自著で紹介するが、同時に、この類型ではたとえば、コルシカの「兄弟家族」の実態はつかめないこと、1人、2人の世帯と11人、12人の世帯とが同じ比重で扱われているため、複合世帯の重要性が人為的に減じられていることなどを指摘する {フランドラン、J. L. (森田伸子・小林亜子訳)『フランスの家族—アンシャン・レジーム下の親族・家・性』、勁草書房、1993年、77-114頁}。
- (20) Chacón Jiménez, Francisco, “Introducción a la historia de la familia española: ejemplo de Murcia y Orihuela (siglos XVII-XIX)”, *Cuadernos de Historia*, 10, 1983, p. 239.
- (21) Vilar, Pierre (ed.), *La familia en la España mediterránea (Siglos XV-XIX)*, Barcelona, 1987; Chacón Jiménez (ed.), op. cit., *Familia y sociedad en el Mediterráneo occidental*.
- (22) 芝紘子「スペインにおける伝統的結婚パターン—その歴史的背景」、若尾祐司編著『家族』ミネルヴァ書房、1998年、1-49頁参照。
- (23) Rowland, op. cit., “Household and Family...”。
- (24) 歴史人口学会誌 *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica* (84年創刊) はスペインとポルトガルの共同出版であり、ほぼ交互に論文掲載を担当している。また、イタリアを交えた会議報告は *Coloquio Luso-Hispano-Italiano de Demografía Histórica* として随時出版されている。
- (25) チャコン=ヒメネスは、ケンブリッジ・モデルのスペインへの適用は不適切であることを言明した83年の時点で、イギリス、フランスのみならず、イタリアでの方法論にたいしても国情が違うとして距離を置いている。これは当時、いまだ「地中海」意識をもっていなかったことを示唆する。
- (26) Bestard i Camps, Joan, “La historia de la familia en el contexto de las ciencias sociales”, *Quadernos de l’Institut Català d’Antropologia*, n. 2, 1980, pp. 154-162. イギリスの研究者たちが社会階層による家族のあり方の違いを吟味しなかったことはフランドランによっても指摘されている

(前掲書、82-83、101頁)。

- (27) Torres Sánchez, Rafael, “Estructura familiar y grupo doméstico en la España del siglo XVIII”, *Cuadernos de Investigación Histórica*, 13, 1990, pp. 191-193.
- (28) Casey, James, y Vincent, Bernard, “Casa y familia en la Granada del Antiguo Régimen”, P. Vilar (ed.), *op. cit.*, *La familia en la España mediterránea...*, pp. 172-211; Delille, Gerard, “La historia de la familia en Italia: trabajos recientes y problemas metodológicos”, F. Chacón Jiménez (ed.), *op. cit.*, *Familia y Sociedad...*, pp. 263-278).
- (29) マジヨルカ国際会議における報告は、会議に出席したラズレットとタマラ・K. ハレヴン (アメリカで1976年 *Journal of Family History* の創刊に寄与し、編集者を務めていた) が死去したこともあり、現在まで残念ながら出版されていない。本稿においては、ロウランド本人から入手した英・仏語2本の完成原稿 (*Portuguese Journal of Social Science* と *Archives du Centre Cultural Portugais* に掲載予定) とオンラインで入手したほかの報告者の原稿をいくつか利用した。
- (30) Rowland, *op. cit.*, “Household and Family...”.
- (31) Rowland, *op. cit.*, “Régimes...”.
- (32) フランドランもこの点を指摘する (前掲書、111頁)。アンダーソンはケンブリッジ・グループの一員ではあるが、家族行動が社会生活の他の側面 (相続慣行、生産システム、土地保有、あるいは人口密度など) とどのように関連しているかをラズレットが考慮していないことに批判的見解を示す {アンダーソン、M. (北本正章訳)、『家族の構造・機能・感情—家族史研究の新展開—』、海鳴社、1988年、48頁}。
- (33) García González, Francisco, “De la tierra a la historia de la familia en la España meridional”, García González, F. (ed.), *Tierra y familia en la España meridional, siglos XIII-XIX*, Murcia, 1998, p. 14.
- (34) したがって、本稿では半島の北部・北東部に延びる直系家族世帯を考察の対象から外した。
- (35) García González, Francisco, “Más allá del padrón: el espejismo de la familia nuclear”, Chacón Jiménez, et al. (eds.), *op. cit.*, *Familia, Casa y Trabajo...*, p. 336; García González, F., “Mujer, hogar y economía familiar. Desigualdad y adaptación en la tierra en Alcaraz a mediados del siglo XVIII”, *Hispania*, LVII-1, n. 195, 1997, p. 125..
- (36) Behar, Ruth, and Frye, David, “Property, Progeny, and Emotion: Family History in a Leonese Village”, *JFH*, 13-1, 1988, pp. 17, 27, 29.

- (37) Ibid., pp. 21 y 23.
- (38) 各地の初婚年齢については、芝、前掲論文、8～9頁を参照。
- (39) 平均寿命がレオンとほぼ同じ(25.2歳)旧カスティーリャに近い新カスティーリャのロス・モリノス(北部マドリール県)での既婚男性の平均死亡年齢は53.3歳(18世紀前半)であった{Soler Serratos, Juan “Demografía y sociedad en Castilla La Nueva durante el Antiguo Régimen: La villa de Los Molinos, 1620-1730”, *Revista Española de Investigaciones Sociológicas* (以下 *Reis*) 38, 1985, p. 187}。
- (40) Eiras Roel, op. cit., pp. 51-72.
- (41) Torres Sánchez, op. cit., p. 204.
- (42) Beher et al., op. cit., pp. 22-23.
- (43) Garrido Arce, Estrella, “La imposible igualdad. Familia y estrategia hereditarias en la Huerta de Valencia a mediados del siglo XVIII”, *BADH*, X, 3, 1992, p. 95.
- (44) Gomila Grau, M^a Antonia, “Transmisión hereditaria y Código Civil. Tres municipios de Mallorca en los siglos XIX y XX”, Chacón Jiménez et al. (eds.), op. cit., *Familia, Casa y Trabajo*, pp. 491-492.
- (45) Reher, David Sven, *Perspectives on the Family in Spain. Past and Present*, Oxford, 1997, p. 240.
- (46) ミッテラウアー、M・R・ジューダー(若尾祐司ほか訳【ヨーロッパ家族社会史一家父長制からパートナー関係へ】、名古屋大学出版会、1993年、38頁)。
- (47) Ring, Richard R., “Early Medieval Peasant Household in Central Italy”, *JFH*, 4, 1979, p. 19.
- (48) Fernández Cortijo, op. cit., pp. 252-253, 263; Dubert García, Isidro, *Los comportamientos de la familia urbana en la Galicia del Antiguo Régimen. El ejemplo de Santiago de Compostela en el siglo XVIII*, Santiago de Compostela, 1987, p. 263; Lisón Tolosana, Carmelo, *Invitación a la antropología cultural de España*, Madrid, 1991, p. 107.
- (49) イギリスにおいては、結婚後も同居し同じ農地で協力して働いている例はない(ラズレット、前掲書【われら失いし世界】、130頁)。
- (50) Gomila Grau, op. cit., pp. 491-492; García González, op. cit., p. 336; 芝、前掲論文、29頁。
- (51) Chacón Jiménez, Francisco, “Notas para el estudio de la familia en la región de Murcia durante el Antiguo Régimen”, op. cit., *La Familia en la España mediterránea...*, p. 136.

- (52) Casey James y Vincent, Bernard, “Casa y familia en la Granada del Antiguo Régimen”, *ibid.*, pp. 192-193.
- (53) *Ibid.*, p. 203.
- (54) 芝、前掲論文、29頁。
- (55) García Fernández, Máximo, *Herencia y patrimonio familiar en la Castilla del Antiguo Régimen [1650-1834]. Efectos socioeconómicos de la muerte y la partición de bienes*, Valladolid, 1995, p. 250 ; Behar et al., *op. cit.*, pp. 17-18 ; Rowland, Robert, *op. cit.*, “Régimes...”.
- (56) Lisón Tolosana, *op. cit.*, *Invitación a la antropología...*, pp. 117-124 ; “Estrategias matrimoniales, individuación y ethos lucense”, Peristiany, J. G. (coord.), *Dote y matrimonios en los países mediterráneos*, Madrid, 1987, p. 84 ; Behar et al, *ibid.*, pp. 13-32.
- (57) ラズレット、前掲書『われら失いし世界』、18頁。
- (58) Lisón Tolosana, *op. cit.*, *Invitación...*, pp. 118-119.
- (59) Behar et al., *op. cit.*, pp. 16-17 ; Garrido Arce, E., “Casa y compañía : La familia en la Huerta de Valencia, siglo XVIII. Algunas reflexiones teóricas y metodológicas”, *BADH*, X 3, 1992, 63-81, p. 69.
- (60) Lisón Tolosana, *op. cit.*, *Invitación...*, p. 121.
- (61) 近世初期においても、たとえば15世紀末～17世紀前半におけるカルタヘナ（半島南東部）ではどちらかの家に一定期間居候していた。嫁資契約書において、新婦の親許に2年間親抱えで住むことが明記されている例もある。このばあい、嫁資の一部もしくはその代価という意味合いが含まれていよう {Montejo Montejo, Vicente, *El Siglo de Oro en Cartagena (1480-1640)*, Murcia, 1993, p. 97}。
- (62) Lisón Tolosana, *op. cit.*, *Invitación...*, pp. 122-123.
- (63) Reher, *op. cit.*, p. 85.
- (64) *Ibid.*, pp. 85, 90 ; Garrido Arce, *op. cit.*, “La imposible igualdad...”, p. 96.
- (65) Garrido Arce, E., “Sobre fusiones y fisiones de los grupos domésticos en la huerta de Valencia”, *op. cit.*, *Familia, Casa y Trabajo...*, p. 404.
- (66) García González, *op. cit.*, “Más allá del padron...”, pp. 332-333 ; *Op. cit.*, “Mujer, hogar...”, pp. 120-121.
- (67) Behar et al., *op. cit.*, p. 18.
- (68) アンダーソン、前掲書、36頁。
- (69) Hajnal, *op. cit.*, “Two kinds...”, p. 84.
- (70) Reher, D. S., y Camps Cura, Enriqueta, “Las economías familiares

- dentro de un contexto histórico comparado”, *Reis*, 55, 1991, p. 69.
- (71) Casey et al., op. cit., p. 191 ; Garrido Arce, op. cit., “La imposible igualdad...”, p. 76 ; García González, “Más allá del padrón...”, p. 334.
- (72) Garrido Arce, *ibíd.*, pp. 74-75, 78.
- (73) サガール、ローラン、トッド、エマニュエル、「新人類史序説—共同体家族システムの起源」、石崎晴己編『世界像革命』藤原書店、2001年、186-187頁。
- (74) 中根千枝『タテ社会の力学』講談社現代新書、1978年、16頁。
- (75) Gomila Grau, op. cit., p. 488 ; Garrido Arce, “Sobre fusiones...,” pp. 406-407 ; ギルモア、ディヴィッド・D. (芝絨子訳)『攻撃の人類学 (ことば・まなざし・セクシュアリティ)』藤原書店、1998年、304頁。
- (76) Callier-Boisvert, Colette, “Remarques sur le système de parenté et sur la famille au Portugal”, *L’Homme. Revue française d’Anthropologie*, T. VIII, n. 2, 1968, p. 91.
- (77) Barbazza, Marie-Catherine, *La Societé Paysanne en Nouvelle Castille. Famille, mariage et transmission des biens à Pozuelo de Aravaca (1580-1640)*, Madrid, 2000, p. 133 ; Mira, Joan F., *Vivir y hacer historia. Estudios desde la antropología social*, Barcelona, 1980, pp. 81, 86.
- (78) Garrido Arce, op. cit., “La imposible igualdad...”, pp. 75-76 ; Barbazza, *ibid.*, p. 144.
- (79) Barbazza, *ibid.*, pp. 133-134.
- (80) Behar et al., op. cit., pp. 23, 25.
- (81) Lisón Tolosana, Calmero, *Belmonte de Los Caballeros. A Sociological Study of a Spanish Town*, Oxford, 1966, p. 160 ; Gilmore, David D., *People of the Plain*, New York, 1982, p. 165.
- (82) Hajnal, op. cit., “Two kinds of pre-industrial household formation...”, p. 100.
- (83) Lisón Tolosana, op. cit., *Belmonte de Los Caballeros...*, p. 160.
- (84) Casey, y Vincent, op. cit., p. 191 ; Garrido Arce, op. cit., “La imposible igualdad...”, p. 73.
- (85) Delille, Gerard, “La Historia de la familia en Italia: trabajos recientes y problemas metodológicos”, Chacón Jiménez(ed.), op. cit., *Familia y Sociedad en el Mediterráneo Occidental*, p. 267 に引用。
- (86) Gilmore, op. cit., p. 182.
- (87) Behar et al., op. cit., p. 25.
- (88) 分割に際して、まず査定に精通した人物に動産・不動産・家畜・食料品

などを査定してもらい、公証人が記録した分割を村の司直立会いのもとでおこなう。下層と聖職者については史料がない (Barbazza, *op. cit.*, pp. 162, 262).

- (89) Da Molin の研究をヴィアッツォが引用 (Viazzo, *op. cit.*)
- (90) Reher, *op. cit.*, *Perspectives...*, p. 241.
- (91) Reher, *op. cit.*, “Family Ties...”, pp. 203-234, 209-210.
- (92) García González, *op. cit.*, “Mujer, hogar...”, p. 138.
- (93) たとえば、新カスティーリャのポスエロでは 1564～1641 年間の結婚の 71% が村内婚であった (Barbazza, Marie-Catherine, “Registros parroquiales, particiones de bienes y censos de población. Historia de las familias campesinas y parentesco en Castilla la Nueva en los siglos XVI y XVII”, F. Chacón Jiménez et al. (eds.), *op. cit.*, *Familia, Casa y Trabajo*, p. 165.
- (94) Reher, *op. cit.*, *Perspectives...*, p. 114.
- (95) Christian, William A. Jr., *Person and God in a Spanish Valley*, Princeton, 1989, p. 30.
- (96) García González, *op. cit.*, “De la tierra a la Historia...”, p. 14 ; *op. cit.*, “Mujer, hogar...”, p. 339. ; Barbazza, *op. cit.*, p. 264.
- (97) García González, *op. cit.*, “Más allá...”, p. 342.
- (98) Casey et al., *op. cit.*, p. 203.
- (99) García González, *op. cit.*, “Más allá..”, p. 341.
- (100) Behar et al, *op. cit.*, p. 27 ; Garrido Arce, *op. cit.*, “Sobre fusiones...”, p. 406.
- (101) Garrido Arce, *op. cit.*, “Casa y compañía...”, pp. 69, 73. これに類する慣習が「flactfoering」と称されて、スカンディナビアやノルマンディーにも見られるという。子どもはもらった財産の割合に応じて老親を預かり、老親は子どもの間をくるくる回る。
- (102) Reher, *op. cit.*, “Family Ties...”, p. 211.
- (103) Viazzo, *op. cit.*
- (104) Reher, *op. cit.*, “Family Ties...”, pp. 208, 213, 215. 本人によれば、この論文の意図は、はじめに包括的な問題提起をおこなうことによって、その後には皆が歴史的に、また現代の問題として考察していくためであるという。
- (105) Augustins, Georges, “The Perpetuation of Families and the Molding of Personal Destinies”, Kertzer, David I., and Marzio Barbagle (eds.), *The History of the European Family*, Volume Two: *Family Life in the*

Long Nineteenth Century 1789-1913, New Haven and London, 2002, pp. 322-347.

- (106) ここは何をもって「文化」とするかを論じる場ではないが、ある地域に幾世紀もの間相対的に安定している事象・価値観・生活様式・行動パターンからなる総体であり、特有の変数間関係の背後にある論理であるという、大雑把な解釈のかぎりにおいて用いる。
- (107) García González, op. cit., “Más allá...”, p. 340.
- (108) Bestard i Camps, op. cit., pp. 154-162.
- (109) ただし、ラズレットは後年、「生産および再生産の双方にかんして、家内集団組織の形成のうえで、文化的な要素を除外することはできない」と述べる。また、「唯一の目的は、各境界の浸透性の程度や異なる家族内集団の構成員間の相互作用に言及することなく、問題の集合体を定義することであった」とし（前掲書『ヨーロッパの伝統家族と世帯』、130、135頁）、類型の限界を認識していた。

（愛知学泉大学非常勤講師・スペイン家族史/社会史）